

県立高校入試改善検討委員会設置要綱

(設置)

第1 社会や生徒の変化に対応するとともに各県立高校の教育活動の充実に向けたより良い入学者選抜制度について検討するため、県立高校入試改善検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 現行の推薦入学者選抜、連携型入学者選抜、一般入学者選抜、再募集入学者選抜の選抜形態の在り方、日程等
- (2) A・B・C選考等の選考方法
- (3) 特色ある学科の推薦入試の在り方
- (4) 定時制高校及び定時制課程の入試の在り方
- (5) 特別な支援を要する生徒に対する配慮や支援等
- (6) 新型インフルエンザ等不測の事態への対応
- (7) その他県立高校入学者選抜制度に係る事項

(組織)

第3 委員会は、委員21名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業界等関係者
- (3) 県立学校及び中学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 教育委員会関係者

(任期)

第4 委員の任期は、2年以内とする。

(委員長、副委員長)

第5 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、岩手県教育委員会事務局学校教育室において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月25日から平成24年6月24日まで施行する。
- 2 平成17年9月7日決裁の、県立高校入試改善検討委員会設置要綱は廃止する。